

京都市告示第339号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勧業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があつたため、これを承認します。

令和7年8月15日

京都市長 松井 孝治

1 供用しない施設

常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）

2 供用しない日

令和7年9月20日（土）から同年9月21日（日）まで

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）